

各 部 課 か い 長 様

総 務 部 長

令和 3 年度予算の編成方針について（依命通知）

令和 3 年度予算については、下記のとおり編成するので、観音寺市予算規則第 5 条の規定に基づき、命により通知する。

記

1 経済状況と国の動向

我が国の経済は、新型コロナウイルス感染拡大により大きな打撃を受けており、この状況は当面続くものと考えられている。

このような中、内閣府が発表した月例報告によれば、「景気は、新型コロナウイルス感染症の影響により、依然として厳しい状況にあるが、このところ持ち直しの動きがみられる。先行きについては、感染拡大防止対策を講じつつ、社会経済活動レベルを段階的に引き上げていくなかで、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、持ち直しの動きが続くことが期待されるが、感染症が内外経済に与える影響を十分注意する必要がある。また、令和 2 年 7 月豪雨等の経済に与える影響や金融資本市場の変動に十分に留意する必要がある。」とされている。

こうした状況において政府は、令和 3 年度予算編成に向けた「経済財政運営と改革の基本方針 2020」において、当面は、休業者や離職者をはじめ国民の雇用を守り抜くことを最優先とし、決してデフレに戻さない決意をもって財政運営を行い、併せて、感染拡大により明らかになった課題を克服し、「新たな日常」に通じた「質」の高い経済社会の実現を目指すなどとしている。また、令和 3 年度予算については、感染症拡大の動向とその経済・国民生活の影響を見極めつつ、「令和 3 年度予算編成の基本方針」でその方向性を示し、これに基づき予算編成を行うこととしており、こうした国の動向について注視していく必要がある。

2 本市の財政状況

本市の令和 3 年度の財政見込みについて、歳入面では、市税は、市民税で新型コロナウイルス感染症の影響及び個人市民税での税制改正による減、固定資産税及び都市計画税で評価替えによる減を見込んでいる。地方譲与税や各種交付金についても、新型コロナウイルス感染症の影響により減額が予想される。市債については、豊浜小学校改築事業の建設工事などに伴い、大幅な増額見込みである。

地方交付税については、総務省の概算要求の概要では、自治体へ配分する出口ベースで前年度比 2.4%減とあり、さらに、合併算定替え終了の影響により減額が見込まれる。一方で臨時財政対策債は、増額を見込んでいる。

歳出面においては、義務的経費では、少子高齢化による社会保障関係経費は依然として高水準で推移しており、借金の返済にあたる公債費は増額と見込んでいる。また、投資的経費においても、豊浜小学校改築事業、スマートインターチェンジ整備等の影響により、大幅な増額を見込んでいる。さらに、今後も豊浜認定こども園（仮称）及び新観音寺給食センター（仮称）の建設などの大型建設事業を予定しており、複数年にわたり投資的経費の増が想定される。

こうしたことに加え、新型コロナウイルス感染症対策にかかる歳出増も見込まれることから、これまで以上に特定財源の確保に努めるとともに、各事業の必要性や費用対効果、規模等を見直し、財源に見合った規模に抑制する必要がある。

3 予算編成の基本方針

令和3年度予算編成にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策と社会経済活動の両立を図りながら、将来にわたって健全な財政を堅持していく。そのために、前例にとわられることなく、時代のニーズ、市民のニーズを的確に捉え、限られた財源を最大限有効活用することで、将来にわたり持続可能な財政運営を図りつつ、「第2次観音寺市総合振興計画」に掲げる街づくりの推進に取り組むものとする。

(1) 重要施策の取り組み

第2次観音寺市総合振興計画に基づく実施計画対象事業については、政策部企画課の通知内容を十分に踏まえるとともに、採択された事業についても改めて経費削減を図り、十分検討のうえ適切に見積ること。

(2) 基本的事項

当初予算は、当該年度内に見込まれる全ての歳入・歳出を計上し、年度途中における補正は、制度改正・災害関連など特別な事情がある場合を除き、行わない。また、予算流用・予備費充用についても同様とする。

(3) 歳入の確保

歳入の範囲内でのみ歳出の執行が可能であることに留意すること。特に令和3年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響による社会経済情勢の変化、国・県の制度改正の動向に留意し、正確な積算基礎により確実な額を見込むこと。新たな財源の検討も含め、全ての歳入予算の収入にあらゆる確保策を講じること。

ア 市税

課税客体の的確な把握はもとより、経済情勢、市民所得及び地方税制度の動向を見極め適切に見積ること。特に、滞納整理の強化により収納率の向上に努めること。

イ 国・県支出金

事業の緊急性・必要性を十分精査の上、対象事業を厳選すること。国・県の制度改正に留意し、補助基本額及び補助率等を的確に把握し適正に見積ること。

ウ 分担金・負担金、使用料・手数料

受益者負担の原則及び住民負担公平の観点に立ち、行政経費と徴収額に不均

衡が見られるものについては、改定を検討すること。

エ 市債

後年度の負担を軽減するため、市債以外の財源を優先し、発行を抑制すること。活用に当たっては、事業の適債性や充当率を十分に考慮するとともに、交付税算入の有利な市債の選定に努めること。なお、市債を計上する場合は、事前に総務課と協議すること。

オ 基金繰入金

基金からの繰入れは、可能な限り縮減すること。なお、基金繰入金を計上する場合は、事前に総務課と協議すること。

カ 財産収入

市有財産については、財産の状況を的確に把握し効率的な活用に努めるとともに、未利用地及び未利用施設については売払いを含め積極的に検討すること。

キ その他

広告収入の拡大や未収金の収納のほか、ふるさと納税制度「がんばれ観音寺 応援寄附金」の受け入れに積極的に取り組むこと。額の多少にかかわらず、新たな財源の確保に努めること。

(4) 歳出の見直し

収入不足を解消するため、職員一人ひとりが、担当する分野において、思い切った一般財源の節約、削減、また歳入の増加を図らなければ、市財政運営が維持できないことを認識し、各事務事業等、歳出全般にわたり、施策の硬直化を打破するため、「ゼロベースの視点」で、目的の達成度合い、効果、必要性などについて、検討を行い、各部局において厳しく見直しを行うこと。特に、新型コロナウイルス感染症の動向を踏まえ、従来通りの事業実施の困難なものや見通しの立たない事業については、事業の在り方から徹底的に見直しを行い、休止、廃止を含めて検討すること。

ア 人件費

弾力的な組織運営を図り、効率的な執行体制を構築することにより、安易に会計年度任用職員を雇用せず、総人件費の抑制に努めること。

イ 扶助費

国・県の制度改正に留意し、的確に見積ること。市単独の扶助費については、再度、制度の公益性や有効性を検証することによりその目的を明確化し、廃止や縮減を視野に入れた制度の見直しを検討すること。

ウ 物件費（旅費、需用費、委託料、備品購入費等）

事務事業の見直しや競争原理の強化により、更なるコスト縮減・合理化を図ること。

エ 維持補修費

施設の現況を十分に把握し、個別施設計画に基づき適切な管理や長寿命化を図るとともに、総量や配置の適正化を推進し、経費の縮減に努めること。

オ 補助費等（負担金、補助及び交付金、報償費等）

従来の実績にとらわれることなく、相手方の経営状況及び補助金等の執行状況を調査し確認すること。行政の責任分野、経費負担のあり方、行政効果などを精査し必要不可欠なものを見積もること。特に、複数年継続している補助金については、交付率・額の縮減、交付時期の終期を設定するなどの見直しを検討すること。

カ 繰出金

特別会計及び企業会計の経費を別添要領に準じて算出すること。

キ 投資的経費（普通建設事業）

事業の緊急性、必要性、投資効果などについて総合的に考慮し、優先順位を明確にした上で選別・選択を図ること。事業の目的や効果を損なわない範囲で施設規模、設備内容の検討を図り、経費の圧縮に努めること。また、整備後の維持補修経費についても圧縮することができる施設設備に努めること。

（５）部課間の連携

従来縦割り行政を見直し、関係部課間の調整による横断的な体系の構築により、類似事業を廃止・縮小・統合し、歳出の縮減に努めること。

（６）特別会計及び企業会計

常に経営的視点に立ち、一層の自助努力により独立採算制の堅持を図ることにより、安易に一般会計からの繰入金に依存することなく、会計の健全かつ安定的な運営に努めること。なお、特別会計及び企業会計においても、本方針に準じて編成すること。

4 結び

令和３年度の予算編成は、新型コロナウイルス感染症やピークを迎える公債費の影響により、歳入の減少及び歳出の増加により、大変厳しいものとなるが市民のニーズに沿った事業を低コストで行えるよう職員の知恵と工夫を駆使しながら、行政サービスの質の向上を目指した要求をされたい。

以上の方針をもって、令和３年度予算を編成するものとし、詳細については編成要領のとおりとする。